

2018年6月1日 最高裁・初判断！

同一労働同一賃金に関する最高裁判決の 詳細解説と今後企業に求められる実務対応

6月1日に正社員と非正規社員との労働条件格差について、はじめて最高裁判所の判決が下されました。有期雇用の契約社員や定年後に再雇用された嘱託社員が「仕事内容は変わらないのに正社員と賃金格差があるのは違法だ」として、会社側に是正を求めた事件です。

最高裁の判決では、正社員と非正規社員の賃金格差が不合理かどうかは「賃金総額の比較のみではなく、賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきであり、一部手当の不支給は不合理で違法である」として損害賠償を命じています。

同一労働同一賃金の議論にも大きく影響するため、今後は企業経営において就業規則や賃金体系の確認・見直しは必至となります。

皆様のご参加をお待ちしております。

日 時	9/13 (木) 14:00 ~ 16:00
場 所	アクトシティ浜松 研修交流センター401会議室 (静岡県浜松市中区板屋町111-1)
定 員	30名 (先着順)
参加費	10,800円 (税込) / 西推連会員様 8,640円 (税込) / ※ 顧問先様無料
講 師	特定社会保険労務士/戦略経営MBA 村松 貴通

お気軽にお申込みください

FAX

053-586-5579

参加します (9/13)

西推連会員 (該当の場合: チェックを記入してください)

事業所名	業 種	従業員数	名
所在地			
役職 (所属)	氏 名	E-mail アドレス	
		電 話 ()	—
		F A X ()	—

※お申込にかかるお客様の個人情報については、本件と労務管理情報の提供以外では使用しません。



社会保険労務士法人村松事務所
株式会社浜松人事コンサルタント

〒434-0014 静岡県浜松市浜北区本沢合 829
TEL 053-586-5318 FAX 053-586-5579

村松 社労士

検索